

# 仕 様 書

## 1 件名

神田和泉町庁舎レイアウト変更に伴う什器備品等の購入及び什器等の移設作業

## 2 履行期限

契約締結日の翌日から平成31年3月24日まで

## 3 履行場所

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階  
公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部  
経営戦略課・国際事業課・中小企業世界発信プロジェクト事務局

## 4 什器備品の品名、仕様及び数量

品名、仕様及び数量については、別紙1「購入什器備品等内訳書」のとおりとする。

なお、仕様に関する事項は下記のとおりとする。

- (1) 東京都環境局の東京グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）を満たす製品を納入すること。
- (2) 東京グリーン購入ガイドに定めのない品目の取り扱いについて
  - ① 可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターマークロゴ」など第三者機関の認証を受けたもの、もしくはこれらと同様のものであること。
  - ② グリーン購入適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」）を満たすものであること。
- (3) 同一品目についてはメーカー（計上、寸法、色等）を統一すること。また、製品の色については担当職員と協議すること。
- (4) 受託者は納入する物品が別紙1「購入什器備品等内訳書」に記載の品名・参考品または形状、寸法等に記載されているもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札前に担当職員に提出し承認を得ること。

## 5 納入・引取に関する事項

- (1) 什器の納入・引取については、平成31年3月23日（土）又は24日（日）のいずれかで実施すること。作業は午前9時から午後5時までの間とする。
- (2) 什器の納入については、別紙3「レイアウト図（新）」に赤色で記載した場所に配置すること。また、引取については、余剰となった什器を引取ること。
- (3) 運搬等で使用するエレベーターは下記を利用すること。  
No. 5号機（人荷用） 定員：17人乗 積載重量：1,150kg 停止階：B1F～14F  
出入口寸法：幅1100mm×高2100mm カゴ内寸法：間口1800mm×奥行1500mm×高2500mm
- (4) 納入・引取時は、職員及び外来者の安全に十分注意すること。また、既存の建物、施設及び

設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。なお万一損害を与えた場合は受託者の負担により、原状に復旧すること。

- (5) 納入・引取時に生じる梱包資材及び養生資材は持ち帰ること。
- (6) 転倒防止は、必要箇所に必要数量のL金具もしくは天つなぎ金具を用い強固に固定すること。
- (7) 受託者は、開札後遅滞なく契約締結にかかわる必要書類等を受領し、担当者と納入等について打ち合わせを行うこと。

## 6 什器納入に伴うレイアウト変更に関する事項

### (1) レイアウト変更を行う部署

受託者は、以下の部署に係るレイアウト変更業務を行うこと。

- ① 経営戦略課
- ② 国際事業課
- ③ 中小企業世界発信プロジェクト事務局

### (2) レイアウト変更業務

- ① 受託者は、公社担当者が示す別紙2及び別紙3「レイアウト図」に青色で記載した通りレイアウト変更を行い、移設する什器内の荷物等を指定した場所に移動すること。
- ② 本業務の実施にあたり、内覧が必要な場合は、公社の了解を得て行うこと。

### (3) 事前準備

- ① 受託者は、本業務に係る手順等について公社と協議すること。
- ② 受託者は、段ボール箱140枚、ラベル300枚を公社が指定する日までに納入すること。

### (4) 本業務

#### ① 作業日時

原則、購入什器の納入と同一日時に実施すること。

#### ② 作業内容

ア 什器は、引き出し等の稼働する場所をテープで止め、丁寧に運搬すること。

イ 作業終了後、開包が済んだ梱包資材及び養生資材を速やかに回収すること。

ウ 必要なスペースの確保及び手続きは受託者の負担により行うこと。

エ その他上記に附帯する作業

本業務の実施に伴い、受託者の責任において物品等を滅失、毀損等させた場合、または建物等を汚損、破損等させた場合は、受託者の負担に帰するものとし、速やかに原状回復措置をとること。

#### ③ 一般機械等

一般機械等の保護のために必要な梱包、揺れ止めの固定等を実施し、運搬すること。なお、必要に応じ即時使用可能な状態にすること。

### (5) 本業務に伴う工事等

本業務に伴い、必要に応じて次に掲げる工事等を行うこと。

- ① 移設元及び移設先で取り付けている耐震を目的とした転倒防止金具を取り外すこと。
- ② 移設先での収納什器に対し、耐震を目的とした転倒防止金具を取り付けること。また、隣接す

る什器同士を連結すること。

(6) その他

移設後のレイアウトにおいて、修正がある場合は公社の指示に従うこと。

7 ディーゼル車規制に適合する自動車による輸送等

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例215号）に基づく次に掲げる事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

8 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

9 その他

(1) 納入、調整、設置等に掛かる諸費用については、全て受託者の負担とする。

(2) 本仕様書の記載事項が遵守できない場合や不適切な履行等、発注者に不利益な損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責めを免れない。

(3) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実な履行をすること。

(4) 本仕様書及び内訳一覧表に記載のある事項に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は、公社と協議すること。

(5) 受託者は、業務完了後速やかに納品書等を公社に提出すること。

(6) 公社による検査終了後、受託者は、支払請求書を公社に提出すること。

(7) 公社は、支払請求書に基づき受託者が指定した口座に一括で振り込む。

(8) 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に当たって、関係法令等を遵守すると共に、本業務の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(9) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱関係

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

**【契約に関する問い合わせ先】**

企画管理部総務課 経理係

電話 03-3251-7898

**【仕様に関する問い合わせ先】**

事業戦略部経営戦略課 新事業創出係 片倉・石田

電話 03-5822-7232

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。